

九十九里町議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、九十九里町議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 九十九里町議会議長（以下「議長」という。）は、次の場合に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 町内で震度5強以上の地震が発生したとき
- (2) 自然災害（大雨、洪水、暴風、大雪、噴火）、爆発事故その他重大な災害が町内で発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき
- (3) 九十九里町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）が設置されたとき
- (4) その他議長が必要と認めるとき

2 議長は、災害対策会議を設置した場合、町長に通知するものとする。

3 議長に事故等がある場合は、九十九里町議会副議長（以下「副議長」という。）がこれを設置することができる。

(組織)

第3条 災害対策会議は九十九里町議会議員（以下「議員」という。）をもって組織する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。

4 議長は、必要と認める場合、その他の者の参加を求めることができる。

(議員の対応)

第4条 議員は、災害対策会議が設置されたときは、災害対策会議に対し、居所又は連絡場所及び近隣の被害状況等を連絡する。

2 議員は、第5条に定める事務に従事する。ただし、災害対策会議に参集できない場合は、地域等の情報収集に努め、災害対策会議に報告するとともに、地域等の諸活動を支援する。

(所掌事務)

第5条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否等確認及び情報収集に関すること
- (2) 町対策本部との情報交換及び議員への情報提供

- (3) 被災地及び避難所等の調査に関すること
 - (4) 町対策本部からの依頼事項についての対応に関すること
 - (5) 災害応急対策及び復旧について、町対策本部へ要望及び提言を行うこと
 - (6) その他、議長が必要と認める事項に関すること
- (町対策本部への要請等)

第6条 町対策本部への要請及び提言については、災害対策会議を通じて行う。

(出動時の装備)

第7条 災害対策会議には原則として次の装備で参集する。

- (1) 貸与された防災服、帽子及び自身の安全を確保できる服装
- (2) 携帯電話、懐中電灯、飲料水、食料、着替え等各自の判断で各自が持参する

(議会事務局の役割)

第8条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月18日から施行する。